

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	後期高齢者医療に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

松阪市は、後期高齢者医療に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に重大な影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるための適切な措置を実施することで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

松阪市長

公表日

令和7年1月24日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	後期高齢者医療
②事務の概要	高齢者の医療の確保に関する法律および三重県後期高齢者医療広域連合規約等に基づき後期高齢者医療保険制度業務を実施 資格管理に関する申請及び届出に関する事務、保険料の(期割)賦課・徴収に関する事務、被保険者証又は認定証の引渡しに関する事務、医療給付に関する申請の受付に関する事務、通知書の引渡しに関する事務及び前記に付随する事務、保険料の還付に関する事務を行う。
③システムの名称	後期高齢者医療システム、後期高齢者医療広域連合電算処理システム(標準システム)、中間サーバー、宛名管理システム、統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
後期高齢者医療制度被保険者情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項(利用範囲)及び別表の85の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(別表省令) (平成26年9月10日号外内閣府・総務省令第5号) ・別表省令第46条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表並びに番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二に規定する他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」のうち、第四欄(特定個人情報)に「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれる項(38の項) ・第三欄(情報提供者)が「医療保険者又は後期高齢者医療広域連合」のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」が含まれる項(2、3、6、13、42、48、56、65、69、83、87、115、125、131、158、161、164、165、166、173の項) ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第四欄(特定個人情報)に「高齢者の医療の確保に関する法律第一百条において準用する介護保険法第百三十六条第一項、第百三十八条第一項又は第百四十一条第一項の規定により通知することとされている事項に関する情報」が含まれる項(83の項) ・第三欄(情報提供者)が「難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者」のうち、第四欄(特定個人情報)に「難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報」が含まれる項(158の項) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表省令第40条、第117条、第160条 (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠) ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第二欄(事務)に「高齢者の医療の確保に関する法律による保険料の徴収に関する事務」が含まれる項(117の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(第119条)

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	松阪市健康福祉部保険年金課
②所属長の役職名	保険年金課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	松阪市総務部総務課文書・情報公開係 〒515-8515 三重県松阪市殿町1340番地1 TEL 0598-53-4055 FAX 0598-22-1522 E-mail sou.div@city.matsusaka.mie.jp
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	松阪市健康福祉部保険年金課 〒515-8515 三重県松阪市殿町1340番地1 TEL 0598-53-4068 FAX 0598-26-9130 E-mail hok.div@city.matsusaka.mie.jp
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバーの登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。 また、人手が介在する局面ごとに、人為的なミスが発生するリスクに対し、例えば次のような対策を講じている。 ・マイナンバー入りの書類を郵送等する際は、宛先に間違いがないか、関係のない者の特定個人情報が含まれていないかなど、ダブルチェックを行う。 ・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底している。 これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	
9. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [☐] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	業務システムにおいて、担当業務に必要な範囲でのみ閲覧等が可能となるよう、アクセス制限を実施している。また、副本登録等に使用する統合宛名システムにおいても、各職員が閲覧等できる特定個人情報は、担当業務に必要な範囲に制限しており、担当していない業務に関する特定個人情報を紐付けられることはない。これらの対策を講じていることから、目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年10月28日	5. 評価実施機関における担当部署②所属長	保険年金課長 青木 俊夫	保健年金課長 中川 幸美	事後	
平成28年10月28日	I 4②法令上の根拠		別表第二における情報提供の根拠に関する項目の追加(精神保健及び精神障害に関する法律第三十三条、難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に関する項目) 別表第二省令の条項の追加(第15条、第59条の3)	事後	
平成31年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	松阪市健康ほけん部保険年金課	松阪市健康福祉部保険年金課	事後	
平成31年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	保険年金課長 中川 幸美	保険年金課長	事後	
平成31年4月1日	8. 特定個人情報ファイルの取扱に関する問合せ	松阪市健康ほけん部保険年金課	松阪市健康福祉部保険年金課	事後	
平成31年4月1日	I 8 連絡先	松阪市健康福祉部保険年金課 〒515-8515 三重県松阪市殿町1340番地1 TEL 0598-53-4068 FAX 0598-26-9130 E-mail hok.div@city.matsusaka.mie.jp	松阪市健康福祉部保険年金課 〒515-8515 三重県松阪市殿町1340番地1 TEL 0598-53-4068 FAX 0598-26-9113 E-mail hok.div@city.matsusaka.mie.jp	事後	
平成31年4月1日	IV リスク対策		新規入力	事後	
平成31年4月19日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成27年2月1日	平成31年4月1日	事後	
平成31年4月19日	II しきい値判断項目 2. 取得者数	平成27年2月1日	平成31年4月1日	事後	
令和4年1月10日	I 1. ②事務の概要		保険料の還付に関する事務を追記	事後	
令和4年1月10日	I 4. ②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事前	
令和4年2月10日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成31年4月1日	令和3年4月1日	事後	
令和4年2月10日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成31年4月1日	令和3年4月1日	事後	
令和4年11月1日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	記載なし	【追記】 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(第43条の2の2)	事前	
令和6年12月2日	I 3. 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項(利用範囲)及び別表第一の59の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年9月10日号外内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第46条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項(利用範囲)及び別表の85の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(別表省令)(平成26年9月10日号外内閣府・総務省令第5号) ・別表省令第46条	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月2日	14. ②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二並びに行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令) (平成26年12月12日号外内閣府・総務省令第7号) (別表第二における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二に規定する他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」のうち、第四欄(特定個人情報)に「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれる項(22の項) ・第三欄(情報提供者)が「医療保険者又は後期高齢者医療広域連合」のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」が含まれる項(80の項) ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第四欄(特定個人情報)に「高齢者の医療の確保に関する法律第一百十条において準用する介護保険法第百三十六条第一項、第百三十八条第一項又は第百四十一条第一項の規定により通知することとされている事項に関する情報」が含まれる項(83の項) ・第三欄(情報提供者)が「難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者」のうち、第四欄(特定個人情報)に「難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報」であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(119の項) ・別表第二省令第15条、第43条、第59条の3 (別表第二における情報照会の根拠) ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第二欄(事務)に「高齢者の医療の確保に関する法律による保険料の徴収に関する事務」が含まれる項(82の項) 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(第43条の2の2)	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表並びに番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二に規定する他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」のうち、第四欄(特定個人情報)に「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれる項(38の項) ・第三欄(情報提供者)が「医療保険者又は後期高齢者医療広域連合」のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」が含まれる項(2、3、6、13、42、48、56、65、69、83、87、115、125、131、158、161、164、165、166、173の項) ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第四欄(特定個人情報)に「高齢者の医療の確保に関する法律第一百十条において準用する介護保険法第百三十六条第一項、第百三十八条第一項又は第百四十一条第一項の規定により通知することとされている事項に関する情報」が含まれる項(83の項) ・第三欄(情報提供者)が「難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者」のうち、第四欄(特定個人情報)に「難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報」が含まれる項(158の項) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表省令第40条、第117条、第160条 (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠) ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第二欄(事務)に「高齢者の医療の確保に関する法律による保険料の徴収に関する事務」が含まれる項(117の項) 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(第119条)	事前	
令和6年12月2日	IV リスク対策 8. 人を介在させる作業判断の根拠		マイナンバー利用事務におけるマイナンバーの登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。 また、人手が介在する局面ごとに、人為的なミスが発生するリスクに対し、例えば次のような対策を講じている。 ・マイナンバー入りの書類を郵送等する際は、宛先に間違いがないか、関係のない者の特定個人情報が含まれていないかなど、ダブルチェックを行う。 ・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底している。 これらの対策を講じていることから、人為的なミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事前	
令和6年12月2日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策		業務システムにおいて、担当業務に必要な範囲でのみ閲覧等が可能となるよう、アクセス制限を実施している。また、副本登録等に使用する統合宛名システムにおいても、各職員が閲覧等できる特定個人情報は、担当業務に必要な範囲に制限しており、担当していない業務に関する特定個人情報を紐付けられることはない。これらの対策を講じていることから、目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事前	
令和6年12月2日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和3年4月1日	令和6年12月1日	事前	
令和6年12月2日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和3年4月1日	令和6年12月1日	事前	